

## コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ（骨子案）

### はじめに

- コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議の設置経緯、目的
- 最終まとめの位置づけ（趣旨）  
本最終まとめは、これまでのコミュニティ・スクールをめぐる経緯と現状を踏まえて、コミュニティ・スクール推進の課題を明らかにした上で、これからのコミュニティ・スクール推進の在り方について整理し、今後の推進方策を示すものとする。

#### （中間まとめ）（はじめに）

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は平成 16 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律により制度化され、その後、平成 29 年の法改正により、その設置が各教育委員会の努力義務となったことから、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民等の学校運営への参画が進むなど、一定の定着が見られている。

一方、設置が努力義務であることを踏まえると更なる設置促進が望まれることから、本検討会議においては、令和 3 年 4 月以降、今後のコミュニティ・スクールの在り方について検討を行ってきたところ、今般、特にコミュニティ・スクールの推進方策を中心として、中間的な取りまとめを行うこととした。

## 1. 経緯・現状

- コミュニティ・スクール制度創設期からの経緯や制度の概要等を整理し、改めてコミュニティ・スクールの意義や役割を確認。

### (1) 経緯

#### ① 創設期

- 平成 12 年 12 月 教育改革国民会議報告  
地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校の設置を提言
- 15 年 3 月 規制改革推進 3 か年計画（再改定）  
導入の「意義は、アカウンタビリティを負うことにより、ニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能」
- 16 年 3 月 中央教育審議会答申 今後の学校の管理運営の在り方について  
地域運営学校（コミュニティ・スクール）について、制度の意義や在り方について報告（「学校運営への参画を制度的に保障」「学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段」）
- 16 年 6 月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部改正 9 月施行
- 17 年 4 月 平成 17 年 4 月 1 日時点で 17 校が導入（指定）

#### ② 拡大期

- 平成 25 年 6 月 第 2 期教育振興基本計画  
コミュニティ・スクール → 全公立小中学校の 1 割に拡大
- 27 年 3 月 教育再生実行会議 第 6 次提言  
「全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み」「学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指す」「学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援」「コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討」
- 27 年 12 月 中央教育審議会答申 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について
- 29 年 3 月 地教行法改正（学校運営協議会の設置の努力義務化、「学校運営に必要な支援」についても協議）  
社会教育法改正（地域学校協働活動等）
- 30 年 6 月 第 3 期教育振興基本計画  
学校運営協議会制度 → 全公立学校への導入を目指す  
地域学校協働活動 → 全小中学校区での推進を目指す
- 30 年 10 月 文部科学省の組織再編により、これまで初等中等教育局が所管していたコミュニティ・スクールが総合教育政策局の所管となる
- 令和 元年頃～ 各種政府文書において、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」記述

### (2) 現行制度等の概要

#### ① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことである。

学校運営協議会は、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させるための協議や基本方針の承認を行う、学校の経営力強化を図るための仕組みである。

そのため、学校運営協議会は、

- ・校長の作成する学校運営に関する基本方針を承認する
- ・学校運営に関して教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる

・教職員の任用に関して教育委員会に対して意見を述べるができる  
といった主に3つの機能を有している。

平成29年の法改正により、「学校運営への必要な支援」に関する協議の役割を追加し、地域学校協働活動推進員等を必要な委員に追加、学校職員の任用に関する意見の柔軟化等の改正が行われたものの、基本的な3つの機能は変わらずに位置付けられている。

## ② 地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、社会教育法第5条第2項に規定する学校と地域が連携・協働して行う、

- ・学校の授業の終了後又は休業日において学校等を利用して、子供たちに学習その他の活動の機会を提供
  - ・ボランティアや自然体験活動などの活動機会を提供
  - ・学校や社会教育施設等で行う教育活動その他の活動の機会を提供
- 等の教育活動の総称である。

具体的には、いわゆる放課後子供教室や地域未来塾などのほか、地域住民等による授業や学校行事の支援、地域の関係者が参画して行う地域課題解決型の学習、地元企業等の協力による職場体験など、学校教育内の活動だけでなく、地域の協力による学校や地域の環境整備活動、登下校の見守り、地域との合同で行う防災教育・訓練など、幅広い教育活動・学校支援活動が挙げられる。

また、地域学校協働活動には、上記のような活動だけでなく、学校と連携した公民館等の社会教育施設が主体となって行う地域の教育活動等も含まれる。

なお、地域学校協働本部は、地域学校協働活動を推進する体制であり、学校や地域の様々な団体や個人等によるネットワーク体制のことをいう。

(中間まとめ)(1. (2))

### (2) コミュニティ・スクールの制度概要

「コミュニティ・スクール」とは、保護者や地域住民等が学校運営に参画することができる学校運営協議会を置く学校のことである。学校運営協議会は、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により制度化され、その後、平成29年の法改正を経て、現在ではその設置が各教育委員会の努力義務となっている。

国は、制度導入後、第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)において、コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大することを成果指標と定め、その推進を図った。学校運営協議会の設置の努力義務化後に策定された第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)においては、学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図ることとした。

学校運営協議会は、制度創設当初より、①校長の作成する学校運営に関する基本方針を承認する、②学校運営に関して教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる、③教職員の任用に関して教育委員会に対して意見を述べるができるといった主に3つの機能を有している。平成29年の法改正により、学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加、任用に関する意見の柔軟化等の改正が行われたものの、基本的な3つの機能は変わらずに位置付けられている。

## (3) 全国の導入状況

### ① コミュニティ・スクール

令和3年5月時点、全国11,856校、公立学校の33.3%がコミュニティ・スクールを導入。

平成17年4月から平成29年4月までの12年間で3,583校の増加に対し、平成29年4月から令和3年5月までの約4年間で8,256校の増加となり、学校運営協議会の設置が努力義務となった影響が反映されている。

また、学校種別の導入率においては、義務教育段階(小学校37.5%、中学校36.5%)に比べ、高等学校等(高等学校22.9%、特別支援学校26.0%)が低くなっており、学校種・学校設置者別に導入状況に差が生じている。また、自治体別での導入率についても差が生じている。

### ② 地域学校協働活動

令和3年5月時点、全国19,471校、公立学校の54.7%で地域学校協働本部による活動が

行われている。地域学校協働本部の数は 11,439 本部。

前年度から 1,341 校増加。全体のうち 18,296 校が小・中・義務教育学校となっている。  
(小・中・義務教育学校 (65.1%)、高等学校 (12.4%)、特別支援学校 (16.8%))

また、地域と学校をつなぐコーディネート等を行う調整役である地域学校協働活動推進員等については、令和 3 年 5 月時点、全国 31,012 人が配置され、配置自治体は 1,576 自治体 (86.8%) となっている。うち、6,770 人は、学校運営協議会委員として学校運営に参画している。

#### (4) 近年の社会の状況の変化

(社会構造の変化等)

少子化、Society5.0、グローバル化、地域コミュニティの希薄化、社会の成熟（多様性の尊重、人権意識の高まり、民主的手続き・透明性等）、大規模な災害、新型コロナウイルス感染症など

(学校運営に関わる変化等)

令和の日本型学校教育、社会に開かれた教育課程の実現に向けた新学習指導要領の着実な実施、学校における働き方改革の推進、GIGA スクール構想の推進、いじめや不登校・虐待の増加、学校の統廃合問題 など

→ 複雑化した予測できない未来社会、学校のみの一律対応では限界、これからの学校に求められる新たな対応

→ 学校・家庭・地域の役割分担・重複排除、連携・協働の必要性

(中間まとめ) (1. (1))

(1) 学校を取り巻く状況

現在の学校においては、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた新学習指導要領の着実な実施や学校における働き方改革の推進、GIGA スクール構想の推進が求められている。また、不登校やいじめ、児童虐待への対応など、学校経営の困難さは年々増している。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染症対策の徹底と子供たちの健やかな学びの保障の両立など、学校では様々な取組が進められている。

このような状況の中で、これまで以上に学校と家庭、地域とが連携していくことが重要である。

#### (5) コミュニティ・スクールの意義・役割

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、改めて学校・家庭・地域の役割分担や連携・協働することの重要性が浮き彫りとなった。もはや校長や教職員だけではこうした事態に迅速かつ的確に対応することは難しく、保護者や地域住民等が「当事者」として学校運営に参画し、目指すべき目標を共有し、その目標達成のための十分な協議をした上で、学校と地域が協働して対処することが求められている。このように、保護者や地域住民等が学校と権限・責任を共有し、対等な関係で「当事者」として、学校運営に参画することができる体制を制度的に保障していることにコミュニティ・スクールの意義がある。

このような体制が常に確立されていることで、災害や感染症の感染拡大のような困難な状況においても保護者や地域住民等の理解と協力を得て、混乱なく安定した学校経営を行うことができる。また、学校、家庭、地域が課題を共有した上で、学校運営協議会において、学校の多様な業務の見直しを行うことにより働き方改革にも資するものとなる。

また、学校運営協議会は、校長の決断や取組を後押しし、学校運営や学校経営を支え・強化する仕組みである。様々な判断を瞬時にを行う必要がある学校や校長の決断を支え、大きな後ろ盾となるものである。また、地域住民等の意見も踏まえた上で合意形成が図られるので、地域住民等の当事者意識や参画意識を高めることにもつながるものである。

(中間まとめ) (1. (4)) 参照

## 2. 課題

- 1. の経緯や現状、コミュニティ・スクールの意義・役割を踏まえ、コミュニティ・スクールの導入前や導入後等の課題を整理。

### (1) 導入前の課題

これからの社会において、コミュニティ・スクールはますます求められる。導入数は着実に増加しているものの、地域間格差、学校種間格差が見られる。

(課題の例)

- ・ 学校評議員 (※1) や「類似の仕組み (※2)」がすでにある (令和2年度調査結果)
- ・ 地域連携がうまくできている (令和2年度調査結果)
- ・ 高等学校では地域 (エリア・コミュニティ) が見えにくい
- ・ 改革意識を持った学校や教育委員会が取り組む特別な制度であるという認識

→ 制度の趣旨や目的が正しく理解・認識されていないことにより、導入が阻害されているのではないか。

※1 学校評議員 : 学校教育法施行規則第 49 条「学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる」  
学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により学校設置者が委嘱するもので、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるができる。全公立学校の 75.4%が置いている (平成 26 年度)。

※2 類似の仕組み : 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校又は中学校区ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体 (学校評議員や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は除く)。(令和3年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査における定義より)

### (2) 導入後の課題

コミュニティ・スクールの導入後、課題の解決に向けて十分な協議が行われている協議会がある一方、協議会において十分な協議が行われないうまま「承認」が行われるなど形式的なものも見られる。

(課題の例)

- ・ 形式的な会議となってしまう、会議開催の負担感に比して有用感が実感できない
- ・ 導入することが目的、会議を開催することが目的となっている
- ・ 協議会委員があて職を中心に構成されており、委員の当事者意識が十分でないため、会議運営や準備などの負担が一部の者に集中している

→ 制度の趣旨や目的を踏まえ、会議の目的やゴール、会議を機能させるポイントが十分に認識されていないことが、導入後の課題となっているのではないか。

### (3) 地域学校協働活動との連携 (一体的推進) の課題

平成 29 年の法改正により、学校運営協議会は「運営への必要な支援」についても協議することとなったため、地域学校協働活動との連携・協働の取組は自然と必然的に行われていくものと考えられる。一方で、両者の役割を混同したまま取組が進められ、「コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)」=「地域による学校支援活動」であるといった認識や、学校が地域学校協働活動全体を担う主体にならなくてはならないという懸念の声もある。

(課題の例)

- ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を連携させる主体が不明確
- ・ 一体的推進を進めるための学校所管部局と社会教育部局との連携が不十分
- ・ 地域の課題を解決し地域を活性化させるなど、本来の学校の役割を超えた対応
- ・ 学校と地域の関係づくり

(ギブ&テイクの関係からの脱却、学校側が地域の方をお客様扱いしている等)

- 地域と学校の連携・協働を進める上で、関係者の理解が不十分であったり、一体的推進を行う者が誰かなど役割分担が不明確なため、いずれかが負担感を感じるなどによって、取組の推進や効果が阻害されているのではないか。

(中間まとめ) (1. (5)) 参照

**いわゆる「類似の仕組み」について (第7回の主な意見)** (委員の意見を事務局で集約したもの (以下同様))

- ・類似の取組を行っているところは、教職員の任用に関する意見機能への懸念を感じている場合や、まず類似制度を置いて段階的に法律に基づくコミュニティ・スクールの導入を進めているという事例も聞いている。
- ・地域それぞれの実情に合わせて地域と学校の連携が図られ、子供たちが地域に支えられて成長できる仕組みが全国的に展開されていけばよいのではないか。
- ・類似の取組と比較することで、コミュニティ・スクールの本来の役割があらためて示された。学校と地域の連携であれば、類似の仕組みでも効果的に取り組まれているところはあるのではないか。
- ・コミュニティ・スクールを幾つかの段階に分けながら示していく必要があるのではないか。
- ・類似の仕組みもない学校に、地域との協働に価値を感じてもらうような働きかけも必要。
- ・法律に基づく制度か否かを、どの程度重要視するか検討が必要。
- ・類似の仕組みから法律に基づくコミュニティ・スクールに移行することの必要性や意義を先行している自治体に伝えてもらえるとういのではないか。
- ・法律に基づくコミュニティ・スクールでは、学校と地域が対等な立場で協議でき、地域の当事者意識が高まり、よりよい学校づくり、よりよいまちづくりにそれぞれが主体として関わっていることが実感できる。
- ・コーディネーターは、やはり学校と密接な関係を持ちながら対等な意識で活動していくことが必要。

**高等学校、特別支援学校、幼稚園における取組について (第5回の主な意見)**

(全体)

- ・保護者や子供から選択される学校として、スクール・ガバナンスを強化し、魅力化を図っていく必要がある。
- ・エリア・コミュニティ、テーマ・コミュニティの双方の側面を生かすべきではないか。
- ・「地域」をより柔軟にとらえ、学校に必要な体制としての学校運営協議会を構成することが重要。
- ・好事例の横展開が重要。
- ・保護者もコミュニティ・スクールの必要性等について十分に理解することが重要。
- ・学校種間の連携強化が重要。
- ・コミュニティ・スクールの担当部局だけでなく、各学校種を所管する部局からの情報発信も重要。
- ・県立学校も努力義務の対象であること、学校運営協議会の報酬等は交付税措置で算定されているということの周知が必要。

(高等学校)

- ・新学習指導要領で位置付けられた「探究」に活かせるコミュニティ・スクールを作っていくことが必要ではないか。
- ・スクールポリシーの策定と連携することで、学校運営協議会の必要性を示すことが必要ではないか。
- ・地域と協議することのメリット、コミュニティ・スクールだからこそできること、を見せることが必要。
- ・コミュニティ・スクールでここまでできるというモデルをつくるため、国が後押しをすることも必要ではないか。
- ・都道府県教育委員会の役割が重要。導入前から導入後まで継続した伴走支援が必要ではないか。
- ・一斉導入における形骸化の懸念よりも、形骸化しないための方策の充実が重要ではないか。
- ・子供たちが社会につながるため、学びの場を広げ、多様な大人との関わりをもって社会につながっていくことが必要。
- ・校長がコミュニティ・スクールを熟知する必要がある。
- ・高校所管課の理解を進めるため、説明会等の取組が必要。
- ・学校種別の手引きやプロセス事例集が参考になるのではないか。
- ・教育委員会レベル、学校レベルの成功事例集などが有効ではないか。
- ・県立学校は、首長の理解と本気が推進のポイントになる。

(特別支援学校)

- ・地元の人たちの理解が重要。
- ・卒業後の交流や活動の場をつくる観点からも、学校運営協議会は有効。

- ・障害者の学習を地域にどのようにシェアしていくのか、協議の場としても学校運営協議会が有効ではないか。

(幼稚園)

- ・他の学校種よりも保護者との関わりが強い幼稚園では、保護者としての成長を促す観点でも、学校運営協議会が機能するのではないか。保護者が地域の人や異なる学校種の保護者と交流することが効果を発揮するのではないか。
- ・幼稚園と小・中学校が連携して導入を進めていくことも有効。
- ・危機対応能力の向上や安全な環境づくりの観点からも学校運営協議会は重要。

(その他)

- ・学校運営協議会への生徒の参画をどう考えるか。全てに参画しなくても、必要がある場合には生徒も加わり熟議する、生徒会の中でまず熟議をする等、今後は生徒の参画が必要ではないか。

**コミュニティ・スクールに係る教師の資質に関すること（第7回の主な意見）**

- ・学校は、子供たちの学びの機会の保障を優先するため、子供たちにリスク回避のルールを課すことから、結果として子供たちのトラブル対応の機会が失われている。同時に教員もシステムを守ることに意識が高くなり、外部からの意見に対しディフェンシブになってしまう面があるのではないか。
- ・管理職の研修や指導主事の研修などの充実が必要ではないか。
- ・異なる主体性が交じり合い新たな学びを深めていく「協働」は、教員が苦手に行っている分野といえる。弱いつながりゆえの強さを持つチーム的な体制で、個々の主体性を生かしながら掛け算で教育活動を豊かにしていく力を身に付ける必要性が考えられるのではないか。
- ・コミュニティ・スクールの担当を校務分掌に位置付け、ベテランと中堅、そして若手等でチームを作り、チーム体制で対応を進めていくことも考えられる。
- ・様々な知見を持つ学校運営協議会委員の協力を得て、教員への研修を進めることも考えられる。地域が子供を育てると同時に、地域が教師を育てるという仕組みになるのではないか。
- ・管理職が常に改善の意識を持つことで、学校全体の人材育成にもつながるのではないか。
- ・教員養成段階から初任者、中堅、管理職手前、管理職という体系的な研修が全国的に必要なのではないか。
- ・研修で学んだことを、学校現場でどのように生かすことができるかが重要。
- ・経験が浅い教員のほうが柔軟に対応できる場合もあることから、増加している若手教員をOJTで育てていくとよいのではないか。
- ・コミュニティ・スクールを機能させるためのキーパーソンである校長の研修を充実させることが、コミュニティ・スクールの形骸化防止に重要。
- ・コミュニティ・スクールを正しく理解するための体系的な研修体制をつくっていくべき。
- ・コミュニティ・スクールの協議の場に教員が参加し、保護者、地域の人たちと関わることで教員の理解促進や効果の実感につながるのではないか。その際、教員の多忙化への配慮も必要。
- ・全職員にできるだけ見える化をしていくことが重要。熟議への参加や、生徒の変容を見せていくことも有効ではないか。
- ・教職志望の学生が地域の人たちの学校支援活動に参画することで、地域との連携に安心感を持つとともに、地域連携の力やコミュニケーション力も育つのではないか。
- ・管理職の発信や学校経営は後続の職員のモデルになることから、管理職の正しい理解が重要。
- ・中堅職員からの一般の職員への声かけも効果的である。実際に携わる職員を増やしていくことも有効。
- ・教育委員会の正しい理解と多面的な視点での支援・けん引が重要
- ・地域との連携は、教員養成における必須の要素にすべきではないか。NPO 活動などに参加するなど地域に出て学ぶ時間も重要。
- ・教員だけでなく、地域側もともに学ぶ必要があるのではないか。

### 3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

○ 2. の課題を受けて、これからのコミュニティ・スクールの推進の在り方について示す。

#### (1) 方向性

- 現代の学校においては、地域とともにある学校づくり・学校経営は、全ての学校に求められる機能であることから、国は、全ての公立学校への学校運営協議会の導入を目指して、導入に向けた取組みを加速させることが必要である。  
具体的には、「学校運営協議会を置くように努めなければならない」教育委員会は、令和〇年から所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するといった導入に向けた計画を策定し、国はそうした導入に向けて努力をしている教育委員会の取組を支援することが必要ではないか。
- 導入に当たっては、コミュニティ・スクールの趣旨や機能を十分に理解することが重要である。正しい理解が得られていない中で、一律に導入した場合、コミュニティ・スクールが大切にしている十分な協議による納得解や合意形成を得るプロセスが得られない形式的なものとなる可能性が高い。実際の学校運営協議会において、学校からの一方的な説明が中心となり、地域住民等の積極的な学校運営への参画ができていないなどの事例も聞かれる。こうしたコミュニティ・スクールは、本来の有用性が見いだせないばかりか、負担感が大きいものとなる。このため、導入に当たっては、アドバイザー等も活用して関係者への正しい理解を迅速かつ確実に進めながら、計画的かつ段階的に進めるべきではないか。その際、地域の実情とともに、学校種毎の特性を踏まえた丁寧な説明が必要である。
  - ・ 高等学校
  - ・ 特別支援学校
  - ・ 幼稚園
- また、導入した学校においても、学校運営協議会において学校と保護者や地域住民等が十分な協議を行えているか、形式的なものとなっていないか、アドバイザー等の助言を受けながら不断の見直しと改善が必要ではないか。
- その上で、学校運営協議会の機能である「学校運営への必要な支援」を実現するためには、地域学校協働活動と相互に連携することは自然であり、また必然でもあることから、地域学校協働活動推進員をつなぎ役として学校運営協議会と地域学校協働活動の両者を相乗的に推進（一体的推進）していくことが効果的ではないか。
- さらに、学校が教育活動を通じて地域課題の解決に関わることは、子供たちの社会参画を促し様々な効果を持つことから、地域や学校の実情に応じて、学校を核とした地域づくりを進め、コミュニティ・スクールが地域課題を解決するためのプラットフォームとして活用されることも期待される。

(中間まとめ) (1. (4) (一部抜粋))

一方で、学校運営協議会において、学校からの一方的な説明が中心となり、地域住民等の積極的な学校運営への参画が必ずしもできていない等の事例も聞かれる。

その他 (3. (1) ~ (3)) 参照

#### (2) 個別の方向性

##### ① 社会に開かれた教育課程

保護者や地域の思いや地域の多様な教育資源との連携を前提とした教育課程の編成及び実践をするためには、学校運営協議会を通じて教育目標や課題等について共有・協議することが、効果的ではないか。

##### ② 学校評価 (学校関係者評価)

学校運営協議会の持つ機能である学校の基本方針の「承認」を行うという観点からも、学

校運営協議会で学校運営を適時評価し、改善につなげていくことが効果的ではないか。

③ 教員の資質（管理職（校長・教頭）、教員全般）

学校運営協議会の機能を発揮させるためには、教員特に管理職には情報共有、説明能力、地域とつながる力などが必要ではないか。

（中間まとめ）（3）（3）（4）（6）参照

いわゆる「類似の仕組み」について（第7回の主な意見）（再掲）

- ・類似の取組を行っているところは、教職員の任用に関する意見機能への懸念を感じている場合や、まず類似制度を置いて段階的に法律に基づくコミュニティ・スクールの導入を進めているという事例も聞いている。
- ・地域それぞれの実情に合わせて地域と学校の連携が図られ、子供たちが地域に支えられて成長できる仕組みが全国的に展開されていけばよいのではないか。
- ・類似の取組と比較することで、コミュニティ・スクールの本来の役割があらためて示された。学校と地域の連携であれば、類似の仕組みでも効果的に取り組まれているところはあるのではないか。
- ・コミュニティ・スクールを幾つかの段階に分けながら示していく必要があるのではないか。
- ・類似の仕組みもない学校が、地域との協働に価値を感じてもらえるような働きかけも必要。
- ・法律に基づく制度か否かを、どの程度重要視するか検討が必要。
- ・類似の仕組みから法律に基づくコミュニティ・スクールに移行することの必要性や意義を先行している自治体に伝えてもらえるとういのではないか。
- ・法律に基づくコミュニティ・スクールでは、学校と地域が対等な立場で協議でき、地域の当事者意識が高まり、よりよい学校づくり、よりよいまちづくりにそれぞれが主体として関わっていることが実感できる。
- ・コーディネーターは、やはり学校と密接な関係を持ちながら対等な意識で活動していくことが必要。

「社会に開かれた教育課程」の実現において担う役割について（第6回の主な意見）

- ・社会に開かれた教育課程を実現するためには、学校と地域が共有する目標を作り上げていくことが欠かせない。それを学校運営協議会において作っていく必要がある。
- ・学校運営協議会の機能を生かすことによって、地域と共有できる目標が決まり、育てたい資質・能力が明確になり、教育課程に反映されるという流れが重要である。
- ・先進事例を広く発信することによって、学校運営協議会の必要性とともに、それを生かした社会に開かれた教育課程の実現への有効性をアピールする必要があるのではないか。
- ・社会に開かれた教育課程とは、社会とのつながりを重視することを学習していくということがポイントであり、社会で活躍する人の声を反映させるという上でも、教育課程との連携、コミュニティ・スクールとの連携は必要であり、当該学校の教育内容の透明性の観点も考える必要がある。関係者が理解できるように、全体的に透明性を持たせ、可視化することが必要。
- ・総合的な学習の時間等では、体系的に目的を持つこと、地域の特色や学校ならではの特色を生かした活動を取り入れる観点からもコミュニティ・スクールが必要ではないか。
- ・教育課程の実践段階では、地域学校協働活動推進員等の力も重要になる。
- ・教育課程及び実践を可視化し、現状を把握することで次の動きにつなげることができる。
- ・地域との情報共有により、子供たちにどのような資質・能力を育てるのか確認しながら、新たな価値づけや見直しを進めることができる。
- ・コミュニティ・スクールは、ある意味では社会に開かれた教育課程を実現するために必須のものではないか。
- ・教育課程は毎年見直して、ブラッシュアップしていくことが必要。
- ・カリキュラム・マネジメントを行うためには、学校評価の充実も必要ではないか。
- ・体系的な教育課程は、一度作ってしまうと作ったことに満足をしてしまう面もある。継続的な見直しを図る観点で、評価と一体化することも考えられる。
- ・教育課程の編成段階から地域が関わる仕組みとして示すことが必要ではないか。
- ・コミュニティ・スクールは校長の意思決定を正当化する役割があり、特色ある教育を行う上で、下支えする役割がある。
- ・地域の思いを教育課程につなげるためには、教員は当然のこと、コーディネーターの資質向上も必要。
- ・教育の狙い、目指す子供像、学校目標、スクールポリシー、スクールミッションなどの教育目標の整理・階層化を行い、見える化する必要があるのではないか。
- ・教育課程の編成・実践は、目標、内容、方法、評価の4つを、一貫性をもって調整していく作業であり、その全体のプロセスを実社会との接点の中で共有していくために、学校運営協議会がハブの役割を果たす必然性がある。教育課程の上位にある育てたい子供像においても共有が必要。学校運営協議会がこれらのプロセスの見える化や成果の共有化に重要な役割を担う。

### 学校評価とコミュニティ・スクールの関わりについて（第6回の主な意見）

- ・学校評価に学校運営協議会委員が関わることは、学校にとって大きな力になるが、基準の設定等が難しい課題。
- ・学校評価の読み解きは難しいため、全体像が見えるよう、学校側が要点を説明する必要がある。
- ・学校評価が、学校運営を改善するツールであるということ、コミュニケーション・ツールであるということ、十分に理解する必要がある。
- ・コミュニティ・スクールで評価内容について重点化、焦点化を図っていくべき。
- ・委員個人の知見・意見ではなく、十分な協議の上で、協議会としての意見を出すことが重要。
- ・「分からない」「伝わっていない」ことがわかることが重要。協議によって、情報提供を強化するなど改善につなげることができる。
- ・学校運営協議会に置いた評価に関する部会が主体となることで、教員の負担軽減にも資するのではないか。
- ・学校評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）の正しい理解が重要。その上で学校関係者評価を学校運営協議会の委員が行うことで、学校を後押ししてくれる効果、学校改善をしていく効果が生まれる。
- ・学校評価に専門家でない者が参画するためには、どのように分析し、改善に結びつけるか工夫が必要。
- ・学校運営協議会の関わり方にも認識のずれがあり、効果的な取組モデルを示していく必要がある。
- ・学校運営協議会委員以外の地域住民を多く巻き込む工夫が必要。教育課程や学校評価などの専門的な事項に対しても、地域住民の当事者意識をいかに持たせ、持続できるかがコミュニティ・スクールの持続性に関わってくるのではないか。
- ・量的調査等により見える化することで、学校運営協議会委員以外の地域全体でも状況を共有できる工夫が重要。
- ・学校評価を異なる視点から行うという点で学校運営協議会が評価に関わることは大きな意味がある。
- ・評価の数値化は場合によって関係者のストレスにもなりうる。よりシンプルなものにしていくことも重要ではないか。
- ・地域と学校が一緒になって評価することを前提に課題の設定を行うことが重要
- ・評価を読み解いて改善につなげるための力の育成も重要
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）自体の評価も必要。

### コミュニティ・スクールに係る教師の資質に関すること（第7回の主な意見）（再掲）

- ・学校は、子供たちの学びの機会の保障を優先するため、子供たちにリスク回避のルールを課すことから、結果として子供たちのトラブル対応の機会が失われている。同時に教員もシステムを守ることに意識が高くなり、外部からの意見に対しディフェンシブになってしまう面があるのではないか。
- ・管理職の研修や指導主事の研修などの充実が必要ではないか。
- ・異なる主体性が交じり合い新たな学びを深めていく「協働」は、教員が苦手に行っている分野といえる。弱いつながりゆえの強さを持つチーム的な体制で、個々の主体性を生かしながら掛け算で教育活動を豊かにしていく力を身に付ける必要性が考えられるのではないか。
- ・コミュニティ・スクールの担当を校務分掌に位置付け、ベテランと中堅、そして若手等でチームを作り、チーム体制で対応を進めていくことも考えられる。
- ・様々な知見を持つ学校運営協議会委員の協力を得て、教員への研修を進めることも考えられる。地域が子供を育てると同時に、地域が教師を育てるという仕組みになるのではないか。
- ・管理職が常に改善の意識を持つことで、学校全体の人材育成にもつながるのではないか。
- ・教員養成段階から初任者、中堅、管理職手前、管理職という体系的な研修が全国的に必要ではないか。
- ・その際、研修で学んだことを、学校現場でどのように生かすことができるかが重要。
- ・経験が浅い教員のほうが柔軟に対応できる場合もあることから、増加している若手教員をOJTで育てていけるとよいのではないか。
- ・コミュニティ・スクールを機能させるためのキーパーソンである校長の研修を充実させることが、コミュニティ・スクールの形骸化防止に重要。
- ・コミュニティ・スクールを正しく理解するための体系的な研修体制をつくっていくべき。
- ・コミュニティ・スクールの協議の場に教員が参加し、保護者、地域の人たちと関わることで教員の理解促進や効果の実感につながるのではないか。その際、教員の多忙化への配慮も必要。
- ・全職員にできるだけ見える化をしていくことが重要。熟議への参加や、生徒の変容を見せていくことも有効ではないか。
- ・教職志望の学生が地域の人たちの学校支援活動に参画することで、地域との連携に安心感を持つとともに、地域連携の力やコミュニケーション力も育つのではないか。
- ・管理職の発信や学校経営は後続の職員のモデルになることから、管理職の正しい理解が重要。
- ・中堅職員からの一般の職員への声かけも効果的である。実際に携わる職員を増やしていくことも有効。
- ・教育委員会の正しい理解と多面的な視点での支援・けん引が重要
- ・地域との連携は、教員養成における必須の要素にすべきではないか。NPO 活動などに参加するなど地域に出て学ぶ時間も重要。
- ・教員だけでなく、地域側もともに学ぶ必要があるのではないか。

#### 4. コミュニティ・スクール推進のための方策

○3. の方向性を受けて、導入促進（量的拡大）と質的向上それぞれの観点から推進方策を示す。

##### (1) 導入促進（量的拡大）のための方策（例）

- ・地域学校協働活動推進員の常駐的な活動を支援
- ・教育委員会の伴走支援体制の支援（アドバイザーの配置等）
- ・CSマイスターの活用
- ・首長等の理解促進
- ・学校運営協議会の運営経費（委員報酬等）の支援
- ・理解促進のためのフォーラム、説明会（努力義務等の教育委員会への周知含む）、広報

##### (2) 質的向上のための方策（例）

- ・地域学校協働活動推進員の常駐的な活動を支援
- ・教育委員会の伴走支援体制の支援（アドバイザーの配置等）
- ・CSマイスターの活用
- ・地域学校協働活動推進員、学校運営協議会委員、教員等への研修の充実
- ・地域との連携・協働による教育活動の充実（教育課程への地域の関わりの充実）
- ・現代的課題（貧困、孤独・孤立等）対策としての学習支援や居場所、見守り等の活動の充実
- ・学校運営協議会の実施状況・実態の把握、活動の見える化
- ・学校評価、学校運営協議会の評価（ポートフォリオの活用）
- ・学校を核とした地域づくり、首長部局との連携促進
- ・質的向上のためのフォーラム、説明会、広報等による横展開
- ・不断の見直し改善を図るためのフォローアップの実施

(中間まとめ) (2. (1) ~ (5)) 参照

#### おわりに

#### 参考資料

- ・会議参考資料
- ・中間まとめ概要、最終まとめ概要

#### 設置要項・名簿

#### 議論のスケジュール

- ・第1回（令和3年4月23日（金））
- ・第2回（令和3年5月27日（木））
- ・第3回（令和3年6月24日（木））
- ・第4回（令和3年7月27日（火））
- ・中間まとめ（令和3年8月25日（水）公表）
- ・第5回（令和3年9月10日（金））
- ・第6回（令和3年10月13日（水））
- ・第7回（令和3年11月22日（月））
- ・第8回（令和3年12月24日（金））